

民生福祉常任委員会審査日程

日 時 平成27年3月24日(火)

午前10時

場 所 第2委員会室

～審査内容～

1 所管事務調査 新ごみ処理施設の管理運営委託について

2 所管事務調査 火葬場建設について

3 所管事務調査 個人番号カードについて

4 行政視察の予定について

5月 8日(金)午後 下関市 ふくふく子ども館の現地視察

5月14日(木)午後 邑南町 日本一の子育て村構想、定住施策

5月15日(金)午後 三次市 斎場建設(現地視察含む)

山監理第D8203-102号
平成26年(2014年)12月16日

入札経緯及び入札結果表（物品の調達等用）

担当部課名 市民生活部環境施設整備室

件 名	山陽小野田市環境衛生センター運転管理業務委託
場 所	山陽小野田市 環境衛生センター 地内

結果	入札指名業者名	入札金額（円）		
		第1回	第2回	第3回
	(株)川崎技研	410,690,000		
	(株)タカダ	辞退		
	(株)タクマテクノス	辞退		
	テスコ(株)	398,000,000		
落札	(株)日本管財環境サービス	378,000,000		

備考：上記金額に100分の8に相当する額を加算した金額が会計法上の申込みに係る価格である。

番号制度の導入の趣旨

○番号制度は、複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤（インフラ）である。

社会保障・税・災害対策の各分野で番号制度を導入

効果

- より正確な所得把握が可能となり、社会保障や税の給付と負担の公平化が図られる
- 真に手を差し伸べるべき者を見つけることが可能となる
- 大災害時における真に手を差し伸べるべき者に対する積極的な支援に活用できる
- 社会保障や税に係る各種行政事務の効率化が図られる
- ITを活用することにより添付書類が不要となる等、国民の利便性が向上する
- 行政機関から国民にプッシュ型の行政サービスを行うことが可能となる

実現すべき社会

- より公平・公正な社会
- 社会保障がきめ細やかかつ的確に行われる社会
- 行政に過誤や無駄のない社会
- 国民にとって利便性の高い社会
- 国民の権利を守り、国民が自己情報をコントロールできる社会

番号制度の仕組み

○番号制度は、①悉皆性と唯一無二性が確保された付番、②各行政機関等が保有・管理する個人に関する情報の連携・活用、③本人による個人番号の真正性の証明（本人確認）の仕組みによって構成される。

◎個人に

- ①悉皆性（住民票を有する全員に付番）
- ②唯一無二性（1人1番号で重複の無いように付番）
- ③「民-民-官」の関係で流通させて利用可能な視認性（見える番号）
- ④最新の基本4情報（氏名、住所、性別、生年月日）と関連付けられている新たな「個人番号」を付番する仕組み

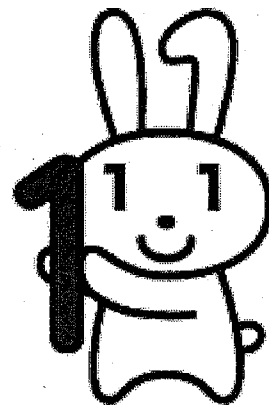
◎法人等に上記①～③の特徴を有する「法人番号」を付番する仕組み

①付番

②情報連携

◎複数の機関間において、それぞれの機関ごとに個人番号やそれ以外の番号を付して管理している同一人の情報を紐付けし、相互に活用する仕組み

- 連携される個人情報の種別やその利用事務を番号法で明確化
- 情報連携に当たっては、情報提供ネットワークシステムを利用することを義務付け（※ただし、官公庁が源泉徴収義務者として所轄の税務署に源泉徴収票を提出する場合などは除く）



③本人確認

◎個人が自分が自分であることを証明するための仕組み

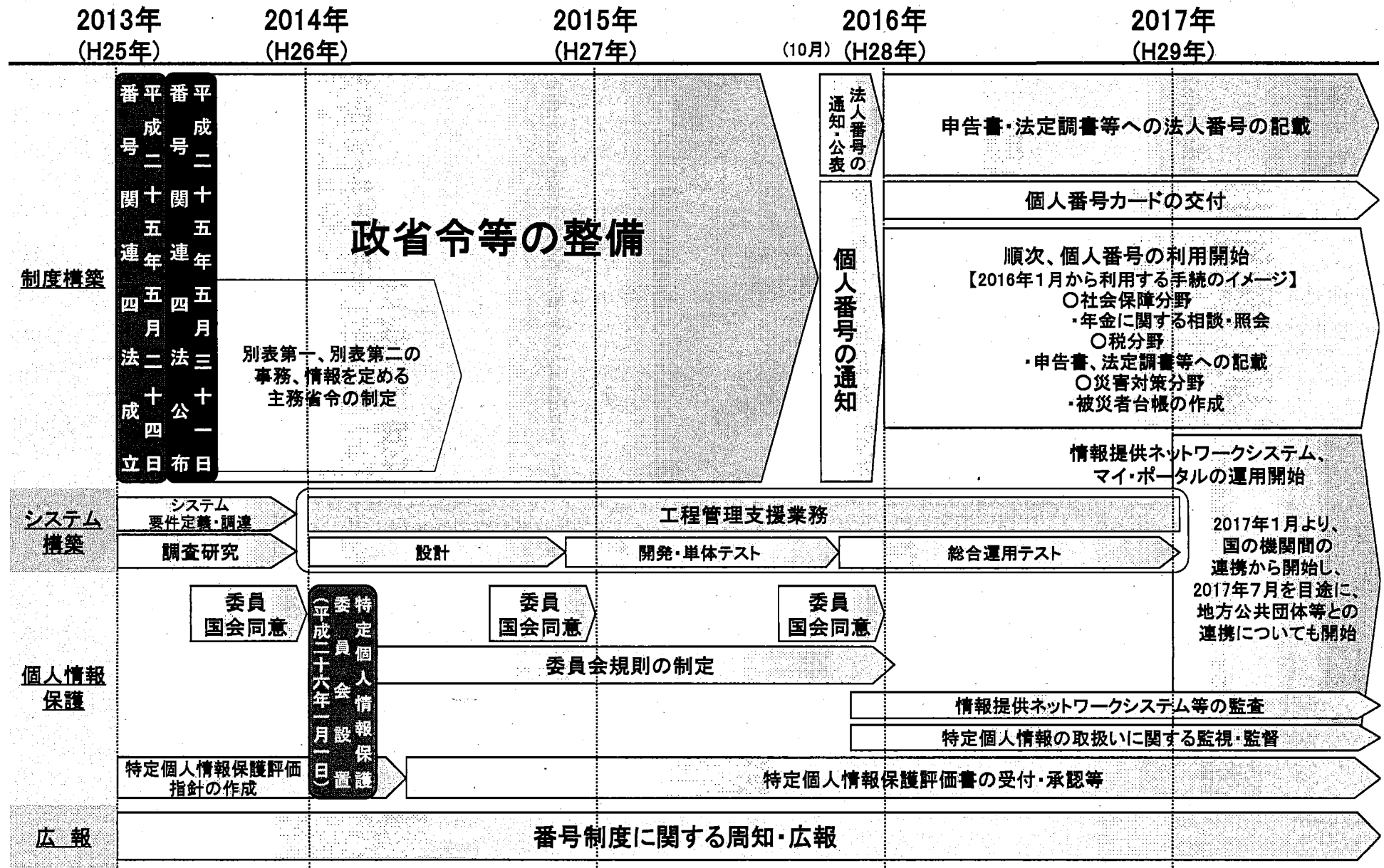
◎個人が自分の個人番号の真正性を証明するための仕組み

- ICカードの券面とICチップに個人番号と基本4情報及び顔写真を記載した個人番号カードを交付
- 正確な付番や情報連携、また、成りすまし犯罪等を防止する観点から不可欠な仕組み

全体スケジュール

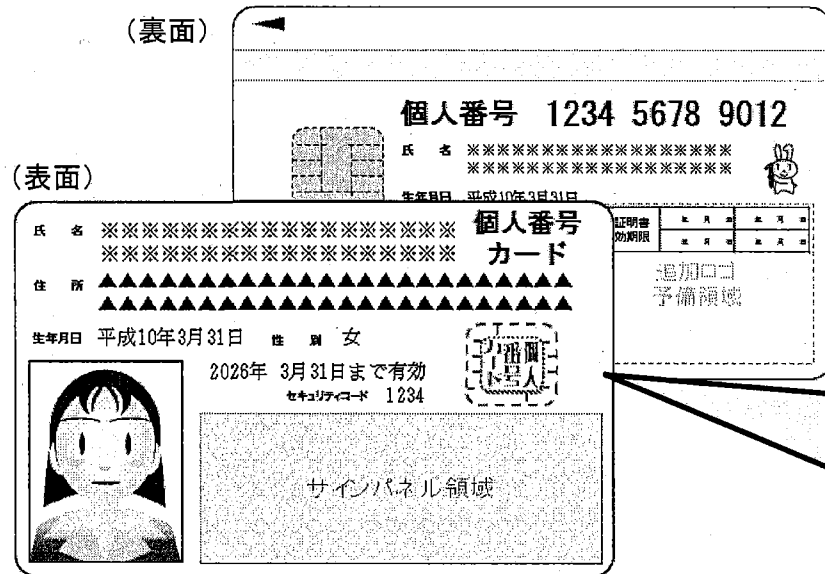
平成25年 5 月	番号関連法の成立・公布
平成26年度～	システム改修等の設計・構築
<u>平成27年10月～</u>	国民への <u>個人番号の通知</u> の開始
<u>平成28年 1 月～</u>	順次、 <u>個人番号の利用</u> の開始 <u>個人番号カードの交付</u> の開始 (個人の申請により市町村が交付)
平成29年 1 月～	国の機関間での情報連携の開始
<u>平成29年 7 月</u> 目途～	<u>地方公共団体・医療保険者等との</u> <u>情報連携</u> も開始

社会保障・税番号制度導入のロードマップ（案）



個人番号カード

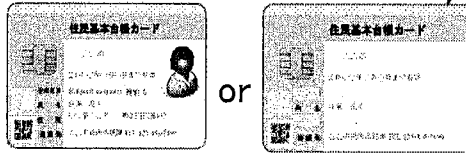
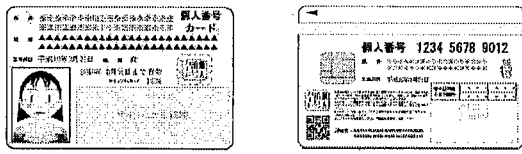
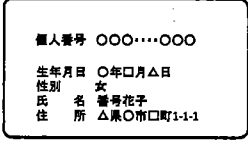
市町村長は、当該市町村が備える住民基本台帳に記録されている者に対し、その者の申請により、その者に係る個人番号カードを交付するものとする（番号法第17条第1項）。



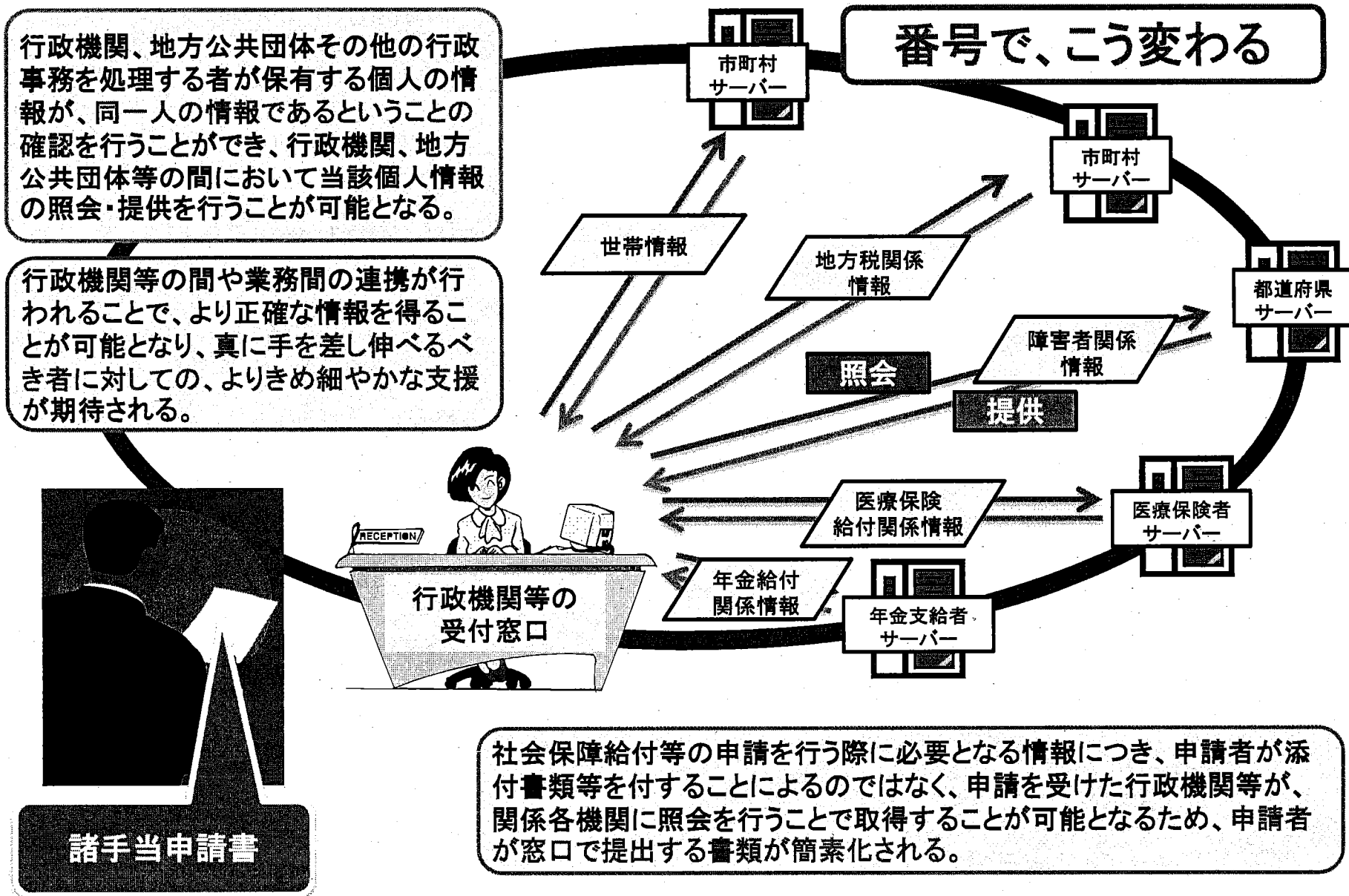
個人番号カードの券面には、「氏名」、「住所」、「生年月日」、「性別」、「個人番号」等が記載され、「本人の写真」が表示され、かつ、これらの事項等がICチップに記録される（第2条第7項）

- ① 個人番号カードは、本人確認の措置において利用する。(第16条)
- ② 市町村の機関は、個人番号カードを、地域住民の利便性の向上に資するものとして条例で定める事務に利用することができる。(第18条第1号)
- ③ マイ・ポータルへのログイン手段として、「電子利用者証明」の仕組みによる公的個人認証に利用する。
- ④ 個人番号カードの所管は、総務省とする。

個人番号カード・通知カード

	住民基本台帳カード	個人番号カード	通知カード
様式	 or	 表面(案) 裏面(案)	 (案)
作成・交付	○住民票コードの券面記載なし ○顔写真は選択制	○個人番号を券面に記載(裏面に記載する方向で検討) ○顔写真を券面に記載	○個人番号を券面に記載 ○顔写真なし
作成・交付	○即日交付又は窓口で2回来庁 ○人口3万人未満は委託可能 ○手数料:1000円が主(電子証明書を搭載した場合) ○交付事務は自治事務	○通知カードとあわせて個人番号カードの交付申請書を送付し、申請は郵送で受け付けるため、市町村窓口へは1回来庁のみ(顔写真確認等)を想定 ○全市町村が共同で委任することを想定。民間事業者の活用も視野 ○手数料:今後検討 ○交付事務は法定受託事務	○全国民に郵送で送付するため、来庁の必要なし。 ○全市町村が共同で委任することを想定。民間事業者の活用も視野 ○手数料:なし ○交付事務は法定受託事務
利便性	○身分証明書としての利用が中心	○身分証明書としての利用 ○個人番号を確認する場面での利用(就職、転職、出産育児、病気、年金受給、災害等) ○市町村、都道府県、行政機関等による付加サービスの利用 ○電子証明書による民間部門を含めた電子申請・取引等における利用	○個人番号カードの交付を受けるまでの間、行政機関の窓口等で個人番号の提供を求められた際に利用可能(番号法に基づく本人確認のためには、通知カードのほか主務省令で定める書類の提示が必要。)

番号制度の導入によるメリット



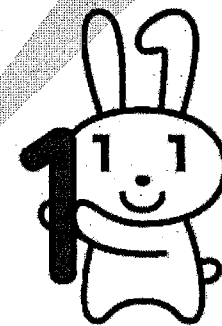
マイナンバーの利用範囲

○番号制度の利用範囲は、番号法の別表で定められており、保険給付の支給、保険料の徴収に関する事務が位置づけられている。

別表第一(第9条関係)

具体的な事務は
番号法別表に基づ
く主務省令※で規定
等

※ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)



等

社会保障分野	年金分野	⇒年金の資格取得・確認、給付を受ける際に利用。 ○国民年金法、厚生年金保険法による年金である給付の支給に関する事務 ○国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法による年金である給付の支給に関する事務 ○確定給付企業年金法、確定拠出年金法による給付の支給に関する事務 ○独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給に関する事務
	労働分野	⇒雇用保険等の資格取得・確認、給付を受ける際に利用。ハローワーク等の事務等に利用。 ○雇用保険法による失業等給付の支給、雇用安定事業、能力開発事業の実施に関する事務 ○労働者災害補償保険法による保険給付の支給、社会復帰促進等事業の実施に関する事務 等
	福祉・医療・その他分野	⇒医療保険等の保険料徴収等の医療保険者における手続、福祉分野の給付、生活保護の実施等低所得者対策の事務等に利用。 ○児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務 ○母子及び寡婦福祉法による資金の貸付け、母子家庭自立支援給付金の支給に関する事務 ○障害者総合支援法による自立支援給付の支給に関する事務 ○特別児童扶養手当法による特別児童扶養手当等の支給に関する事務 ○生活保護法による保護の決定、実施に関する事務 ○介護保険法による保険給付の支給、保険料の徴収に関する事務 ○健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給、保険料の徴収に関する事務 ○独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務 ○公営住宅法による公営住宅、改良住宅の管理に関する事務 等
	税分野	⇒国民が税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書等に記載。当局の内部事務等に利用。
災害対策分野		⇒被災者生活再建支援金の支給に関する事務等に利用。 ⇒被災者台帳の作成に関する事務に利用。
上記の他、社会保障、地方税、防災に関する事務その他これらに類する事務であって地方公共団体が条例で定める事務に利用。		